

協議第1号

西松浦地区合併協議会会議運営規程について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正太

## 西松浦地区合併協議会会議運営申し合わせ事項

西松浦地区合併協議会会議運営規程を補完するものとして、次のとおり申し合わせ事項を定める。

### 1 開催日程について

合併協定書作成までの会議開催日、開催時間及び開催場所は原則として、以下のとおりとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

第1回	11月15日(月)	9:30～	有田町総合福祉保健センター
第2回	11月22日(月)	14:00～	焱の博記念堂
第3回	11月28日(日)	9:30～	焱の博記念堂
第4回	12月7日(火)	14:00～	焱の博記念堂
第5回	12月16日(木)	16:30～	焱の博記念堂
第6回	12月24日(金)	14:00～	焱の博記念堂
第7回	1月11日(火)	14:00～	焱の博記念堂
第8回	1月21日(金)	14:00～	焱の博記念堂
第9回	2月10日(木)	14:00～	焱の博記念堂

### 2 協議の方法について

協議事項については、その内容説明を行った後で質疑及び協議を行うものとする。

### 3 任意合併協議会での確認事項について

西松浦地区任意合併協議会での会議の中で確認された項目の調整内容については、原則として引き継ぐものとする。

### 4 協議会欠席について

協議会をやむを得ず欠席する場合は、委員は事前に事務局に連絡するものとする。

### 5 代理出席について

代理出席は、原則として認めないものとする。

ただし、委員が長期にわたり協議会に出席できない場合については、協議会において協議するものとする。

また、県職員が公務のため出席できない場合については、事前に会長の許可を受けた場合のみ代理出席を認めるものとする。

平成16年11月15日

協議第2号

西松浦地区合併協議会会議傍聴規程について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正太

協議第3号

西松浦地区合併協議会小委員会規程について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正太

協議第4号

「合併協定項目」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正 太

合併協定項目
合併協定項目については、別紙のとおりとする。

## 合併協定項目

### 基本的協議項目

	協議項目	内容
1	合併の方式	「新設合併」「編入合併」の方式の選択
2	合併の期日	合併期日についての協議
3	新町の名称	「新設合併」の場合、名称が必要
4	新町の事務所の位置	役所の場所についての協議
5	財産の取扱い	土地・建物・債権・債務等の取扱いの協議

### 合併特例法に規定されている協議項目

	協議項目	内容
6	地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱い	一定期間旧市町村単位で地域審議会等の設置有無の協議
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	議会の議員の定数及び在任期間等の取扱い
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	農業委員会の委員の定数及び在任期間等の取扱い
9	地方税の取扱い	地方税の賦課、不均衡がある場合の不均一課税の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い	職員の取扱い
11	新町建設計画	新町のまちづくり計画

### その他必要な協議項目

	協議項目	内容
12	特別職の職員の身分の取扱い	三役及び各種審議会委員等の特別職の取扱い
13	条例・規則等の取扱い	条例規則の整備
14	事務組織及び機構の取扱い	自治法及び行政組織に関する法令等による設置協議
15	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合の脱退・加入及び規約の変更等
16	慣行の取扱い	町章、町の花・木、町民憲章等
17	町名・字名の取扱い	町・字名の区域や名称についての設定・変更等の取扱い
18	補助金・交付金等の取扱い	各種補助制度の実態把握及び合併後の統合的整理
19	行政区の取扱い	行政区などの取扱い
20	公共的団体等の取扱い	公的団体の再編・統合等
21	使用料・手数料の取扱い	使用料、手数料の取扱い
22	消防・防災事業の取扱い	消防団組織等の取扱い及び、地域防災計画の取扱い
23	国際交流事業の取扱い	姉妹都市、友好都市等の取扱い
24	国民健康保険事業の取扱い	保険給付の内容及び保険税等についての取扱い

25	介護保険制度の取扱い	介護保険料等の取扱い
26	広報・広聴の取扱い	広報紙、懇談会等の取扱い
27	電算システム・情報通信関係の取扱い	電算機器システムの統一の取扱い
28	高齢者福祉事業の取扱い	寝たきり老人、敬老祝金、老人福祉計画等の取扱い
29	児童福祉事業の取扱い	保育料等の取扱い
30	社会福祉事業の取扱い	身体・精神・知的障害者対策等の取扱い
31	病院事業の取扱い	病院事業の取扱い
32	保健衛生事業の取扱い	健康診査(老人、成人、妊婦等)等の取扱い
33	ごみ対策・環境保全の取扱い	ゴミの収集方法、補助事業、料金等の取扱い
34	農林事業の取扱い	農業生産基盤事業、土地改良事業等の取扱い
35	商工観光事業の取扱い	商工業、企業誘致、各種イベント等の取扱い
36	交通関係事業の取扱い	コミュニティバス等の取扱い
37	建設関係事業の取扱い	町道認定等の取扱い
38	公営住宅の取扱い	公営住宅の取扱い
39	上水道事業の取扱い	料金、負担金、手数料等の取扱い
40	下水道事業の取扱い	使用料金、助成制度等の取扱い
41	学校教育の取扱い	給食制度、奨学資金等の取扱い
42	通学区域の取扱い	小中学校の通学区域の取扱い
43	生涯学習・スポーツ事業の取扱い	図書館、公民館、指定文化財、スポーツ事業等の取扱い
44	その他協議が必要な事業	

協議第5号

「合併の方式」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

合併の方式
有田町、西有田町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設（対等）合併とする。

平成16年9月17日 第1回任協 確認



協議第6号

「新町の名称」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

新町の名称
新町の名称は、「有 <sup>あり</sup> 田 <sup>た</sup> 町 <sup>ちょう</sup> 」とする。

平成16年10月4日 第2回任協 確認

協議第7号

「新町の事務所の位置」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

新町の事務所の位置

1 新町の事務所の位置は、西有田町大木乙2202番地（現在の西有田町役場）とする。

ただし、新町の中央周辺を基本とした庁舎建設を新町建設計画に組み入れ、合併後速やかに建設審議会を発足させ、具体的な検討に入るものとする。

2 新町の組織機構・機能を当分の間、分庁方式とする。

平成16年10月4日 第2回任協 継続協議

平成16年10月8日 第3回任協 継続協議

平成16年10月19日 第4回任協 継続協議

平成16年10月29日 第5回任協 修正案提案 継続協議

修正前

新町の事務所の位置

1 新町の事務所の位置は、西有田町大木乙2202番地（現在の西有田町役場）とする。

ただし、将来建設計画されるであろう新庁舎建設について、再度事務所の位置を新町において検討する。

2 新町の組織機構・機能を当分の間、分庁方式とする。

協議第8号

「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

議会の議員の定数及び任期の取扱い
議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会にこれを付託する。

平成16年10月19日 第4回任協 確認

協議第9号

「一般職の職員の身分の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

一般職の職員の身分の取扱い

2町の一般職の職員である者は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

また、同法第9条第2項の規定に関し、次のように調整を行うものとする。

- (1) 職制及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から統一を図る。
- (2) 給与については、職員の処遇の適正化の観点から統一を図る。

平成16年10月8日 第3回任協 確認

協議第10号

「条例、規則等の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

条例、規則等の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 2町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により、新町において制定するものとする。</li><li>2 2町ともに制定しているが、内容に差異のあるもの及び一町にのみ制定されているものについては、事務事業の調整内容に基づき、支障のないよう整備し、新町において制定するものとする。</li></ol>



平成16年10月8日 第3回任協 確認

協議第11号

「慣行の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

慣行の取扱い
--------

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 町章、町の花、町の木及び町民憲章は、新町において定める。</li><li>2 宣言及び表彰制度は、合併後速やかに調整する。</li><li>3 名誉町民制度は、合併後速やかに調整する。なお、2町の名誉町民は、新町の名誉町民とする。</li></ol> |
|---|

平成16年10月8日 第3回任協 確認 上記一部追加

慣行の取扱い
--------

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 町章、町の花及び町の木は、新町において定める。</li></ol> |
|---|

協議第12号

「公共的団体等の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正 太

公共的団体等の取扱い
------------

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。
---

平成16年10月8日 第3回任協 確認

協議第13号

「消防・防災事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

消防・防災事業の取扱い

- 1 2町の消防団は、現行のまま新町に引継ぎ、合併時に統合する。組織の見直しは合併後行う。
- 2 消防団員の任期、定年制及び表彰規定は、合併後調整する。
- 3 消防団員の報酬、出動手当及び福祉共済掛金は、合併までに調整し、新町において定める。
- 4 防災会議は、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。

平成16年10月29日 第5回任協 確認



協議第14号

「国際交流事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

国際交流事業の取扱い
1 姉妹・友好都市は、新町に移行後、継続することを基本に相手方と協議する。
2 国際交流事業は、継続することを基本に、合併後速やかに調整する。

平成16年10月19日 第4回任協 確認

協議第15号

「広報・広聴制度の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正 太

広報・広聴制度の取扱い

- 1 広報紙は、新町において統合し、現行のとおり月1回の発行とする。
- 2 広聴制度は、新町において新たに創設する。
- 3 議会だよりは、新町において統合し、現行のとおり年4回の発行とする。
- 4 情報公開制度は、合併までに調整し、新町において定める
- 5 個人情報保護制度は、合併までに調整し、新町において定める。

平成16年10月19日 第4回任協 確認

協議第16号

「電算システム・情報通信関係の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

電算システム・情報通信関係の取扱い

- 1 住民サービスに関連する電算システムは、合併までに統合する
- 2 内部事務に関連する電算システムは、合併までに調整し、随時統合する。

平成16年10月29日 第5回任協 確認

協議第17号

「上水道事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正太

上水道事業の取扱い

- 1 水道料金は、有田町の例を基本に、合併後速やかに調整する。
- 2 加入金、手数料は、合併後速やかに調整する。
- 3 水道料金取りまとめ手数料は、西有田町の例を基本に、合併後速やかに調整する。
- 4 水道事業は、新町において水道事業計画を策定し、計画的な統合を図る。

平成16年10月29日 第5回任協 確認

協議第18号

「学校教育の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正太

学校教育の取扱い

- 1 学校給食制度は、現行のとおりとする。
- 2 有田町育英資金は廃止し、新町において新たに奨学資金貸付制度の創設を検討する。有田町の江副奨学資金貸付、西有田町の国見・ふるさと西有田奨学資金貸付及び竹内昌三育英資金貸付は、現行のとおりとし、当該区域を対象とする。有田ロータリークラブ福島奨学資金貸付は、合併までに調整し、新町において定める。
- 3 私立幼稚園就園奨励補助は、合併までに調整し、新町において定める。
- 4 中学校の学期制度は、現行のとおりとする。

平成16年10月19日 第4回任協 確認

協議第19号

「通学区域の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年11月15日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正 太

通学区域の取扱い
小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。

平成16年10月19日 第4回任協 確認